

12月9日（水）



# 令和 2 年 12 月 9 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (38名)

- |      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷 中 の 会)                   |
| 2 番  | 坂 本 康 郎   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 5 番  | 武 田 浩 一   | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)       |
| 6 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                       |
| 7 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                       |
| 8 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                       |
| 9 番  | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                       |
| 10 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                       |
| 11 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                       |
| 12 番 | 日 高 利 夫   | ( 同 )                       |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                       |
| 14 番 | 岡 師 博 規   | (無 所 属 の 会 チームむか)           |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | (県 民 連 合 宮 崎)               |
| 18 番 | 岩 切 達 哉   | ( 同 )                       |
| 19 番 | 中 野 一 則   | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                       |
| 21 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                       |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                       |
| 23 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                       |
| 24 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                       |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                       |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                       |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声)                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | (県 民 連 合 宮 崎)               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                       |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                       |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)       |
| 33 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                       |
| 34 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                       |
| 35 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                       |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                       |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                       |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                       |
| 39 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                       |

## 地方自治法第121条による出席者

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事           | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事           | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長     | 渡 邊 浩 司 |
| 総 務 部 長         | 吉 村 久 人 |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 藪 田 亨   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 渡 辺 善 敬 |
| 環 境 森 林 部 長     | 佐 野 詔 藏 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 松 浦 直 康 |
| 農 政 水 産 部 長     | 大 久 津 浩 |
| 県 土 整 備 部 長     | 明 利 浩 久 |
| 会 計 管 理 者       | 大 西 祐 二 |
| 企 業 局 長         | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長         | 桑 山 秀 彦 |
| 財 政 課 長         | 石 田 涉   |
| 教 育 長           | 日 隈 俊 郎 |
| 公 安 委 員 長       | 江 藤 利 彦 |
| 警 察 本 部 長       | 阿 部 文 彦 |
| 代 表 監 査 委 員     | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長       | 濱 砂 公 一 |

## 事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 亀 澤 保 彦   |
| 事 務 局 次 長   | 内 野 浩 一 朗 |
| 議 事 課 長     | 児 玉 洋 一   |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 吉 誠 一   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 鬼 川 真 治   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査   | 井 尻 隆 太   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第1号から第29号までの各号議案、請願第4号から第6号までの各号請願、並びに継続審査中の請願第2号及び第3号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号については賛成多数により、請願第2号については賛成少数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、99億2,100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金87億800万円余、県債9億7,900万円余、財産収入2億100万円

あります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,029億4,100万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で200万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,706億6,600万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

今回の議案に係る宮崎県男女共同参画センター、県立芸術劇場、宮崎県東京学生寮の指定管理者の公募については、それぞれ1者のみの応募状況となっております。

このことについて委員より、「指定管理候補者の選定において、類似事業の実績等が評価の審査項目に含まれているが、指定管理者が長期間同一だった場合、その指定管理者のみ加点がなされるなど、新規参入者に不利に働くことが考えられることから、見直しを検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「審査に当たっては、類似事業等の実績がなかった場合においても、それを補える対策の提案があれば評価する方針であった。今後の対応については、関係部局と協議しながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員より、「今回のように応募者が1者と想定される場合、指定管理候補者の指定管理料提案額と県が定めた基準価格に差がないことがあるため、住民サービスの質を確保した上で、応募者との随意契約による価格交渉など、経費節減の手法についても検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「現時点では、制度上、公募を前提に候補者の提案額で契約することになっており、これまでも制度の工夫・改善を図ってきたところであるが、競争性の確保や経費節減については課題であると認識

しているため、関係部局と協議し、今後の指定管理者選定の在り方について検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経費節減は指定管理者制度の目的の一つであることから、今後、より一層の競争性の確保に向けて取り組んでいただくなど、指定管理者選定の在り方について多角的に検討していただくよう要望します。

次に、宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子（案）についてであります。

このことについて当局より、「犯罪被害者等が早期に被害から回復し、日常生活を取り戻すことができるよう、社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援を行う体制づくりを進めるため、条例を制定する」との説明がありました。

これに対して委員より、「犯罪被害者等が、周囲からの心ない言動等による二次被害に苦しむことのないよう、条例の制定に当たっては、制定の背景や県民の責務等について、犯罪被害者等のみならず、全ての県民に向けた周知・啓発に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県情報化計画素案についてであります。

このことについて委員より、「国においてデジタル社会の実現に向けた取組が急速に進められている中で、市町村をはじめ、地方が取り残されてしまうのではないかと感じているが、県は今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「県においても、情報化推進計画の策定を前倒しするなど、スピード感を持って取り組んでいるところであり、宮崎県市町村IT推進連絡協議会による市町村との連

携も図っていることから、今後、国から示されるデジタル化計画で必要となる対応等について、市町村と連携しながらしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域が多い本県においても、全ての県民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、県が先頭に立って情報収集に努め、市町村と連携しながら、本県におけるデジタル化の在り方について、引き続き検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、保険薬局従事者への慰労金支給をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に関する経費等について措置するものであり、一般会計で73億800万円余の増額でありま

す。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,666億8,100万円余となります。

次に、議案第16号から第18号に係る公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、それぞれ宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター、県立視覚障害者センター、県立聴覚障害者センターにおいて、令和3年4月から3年間の指定管理者の指定をするものであります。

このことについて委員より、「公の施設の指定管理者制度の利点として、施設管理における費用対効果や住民サービスの質の向上などが見込まれるが、その効果を施設の利用者が実感できているのか」との質疑があり、当局より、「各施設でアンケート調査を行っており、定期的にその報告を受けているが、例えば「利用しやすくなった」「施設の予約方法が簡易になった」など、おおむね満足との評価をいただいているようである。また、改善の要望があったものについても、利用者の声を真摯に受け止め、可能な限り対応するなどサービスの向上に努めていただいているものと受け止めている」との答弁がありました。

また、複数の委員より、応募状況が全ての施設において1者のみとなっている要因や、応募者を増やすために行った具体的な取組内容について質疑があり、当局より、「視覚障害者センターや聴覚障害者センターにおいては、点訳や手話通訳等の資格など、高い専門性を有したスタッフの確保が必要であることが大きな要因であると考えている。福祉総合センターは年度によって応募状況が異なるが、ホームページ等様々な媒体で広報を行っていることに加え、企業に対しては、ダイレクトメールの送付や、応募が見込まれる企業の直接訪問などの取組を実

施したところである」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関についてであります。

このことについて委員より、「受診や相談する医療機関に迷う場合の相談先として、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターが設置されているが、受診可能な医療機関のリストについて、当センターとの情報共有は進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「相談センターには、受診可能な医療機関及び紹介の許可が得られている医療機関の名簿を提供している。判断に迷う場合には、ぜひ活用していただきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「できるだけ身近な医療機関で診療・検査をしたいというニーズもあることから、医師会等と連携し、可能な限り対象医療機関を増やすべきだと考えるが、最終的に目標としている医療機関の数はどの程度か」との質疑があり、当局より、「当初は、1日最大4,500件の検査を行うために200以上を当面の目標としてきたが、現在約350の医療機関が確保できたところである。今後も引き続き医師会等と協力し、対象医療機関を1つでも多く増やすよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う費用を計上するものであり、医療従事者等への特殊勤務手当として病院事業費用6,900万円余や、患者の受入れ体制を強化するための医療機器整備費用として資本的支出7,000万円を増額するものなどであります。

この結果、補正後の病院事業費用は368億円余で、資本的支出は189億6,400万円余となりま

す。

次に、県立宮崎病院の停電に係る経過についてであります。

このことについて委員より、「非常用電源の点検は日頃からきちんとしていたのか。仮に点検していたのなら、なぜこのようなことが起こったのか」との質疑があり、当局より、「当院で定めている保安規程に基づき、非常用発電機については年に2回、通常の電気設備全般については毎月点検を行っているところである。常用から非常用電源への切替えについては、通常自動で行われるが、正常に行われなかった場合には手動での切替えを行うよう訓練していた。しかし、今回、全館停電の早期解消に注力していたため、手動による切替えを行うことの判断が遅れてしまった」との答弁がありました。

病院機能の存続には、電源の確保は最も基本的なことであります。当委員会といたしましては、点検・整備に係るマニュアルを再度見直し、非常時において的確に対応できる体制を整えるなど、再発防止に向けた取組を徹底していただくよう、強く要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をい

たしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第3号については賛成多数により決定しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9,000万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は614億9,500万円余となります。

このうち、「みやざき学び旅」促進事業についてであります。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、教育旅行の実施に係るバス費用等を支援するものですが、補助申請件数が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものであります。

このことについて委員より、「当初の見込みと同じ規模で補正予算を計上されているが、どの程度の利用を見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「現在、県内の学校のうち70校程度が修学旅行先を検討しており、また、県外の学校においても数千人泊規模で本県での修学旅行が検討されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、旅行商品を企画した旅行会社に対して、改めて開発費を助成する理由について質疑があり、当局より、「県内での修学旅行の造成に不慣れな旅行代理店に対してインセンティブを示すことで、旅行商品の造成に意欲的に取り組んでいただくことを目的としている」との答弁がありました。

当委員会としましては、県教育委員会や観光関連事業者と連携して、この予算を確実に執行していただくことで、コロナ禍における観光関連産業の活性化につなげていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億6,600万円の増額、特別会計で3億5,800万円の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は939億1,100万円余となります。

このうち、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、「他の施設と異なり、応募者が1者のみであったのはなぜか」との質疑があり、当局より、「亜熱帯植物園の管理には、専門的な植栽管理能力が必要であることから、他の事業者の応募がなかったものと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「植物園と運動公園を併せた委託となると、規模の大きい事業者でなければ管理が難しいと考えるが、施設ごとに分けて公募することはできないのか」との質疑があり、当局より、「複数の事業者がグループで管理することもできるので、公募の時点でその点もしっかりと周知してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、一定の競争原理が働く中で指定管理者を決定することが、県民サービスの質の向上につながると考えることから、次回の指定における課題の一つとして検討していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及

び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億2,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は239億4,600万円余となります。

次に、今回新たな指定管理者を指定する環境森林部所管の公の施設についてであります。

このうち、ひなもり台県民ふれあいの森について、委員より、「現在、当該施設は九州北部からの利用者が増加するなど、人気のスポットとして注目されており、キャンプシーズンである夏場の利用者は多いが、オフシーズンである冬場の利用者は少ない。冬場の集客が課題であると思うが、利用促進についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「屋外の施設であるため天候の影響を受けやすく、特に厳寒期の集客が課題であることから、冬ならではのイベントや現在注目されているたき火

を楽しむキャンプなど、関係機関や利用者の意見を参考にしながら、冬場の利用促進につながる取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「テレワーク環境も整備されたことから、ワーケーションによる活用を含めて、PRの仕方を工夫するなど、年間を通じた利用促進の取組をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、指定管理者の公募の応募状況について質疑があり、当局より「積極的な広報に努めるとともに、募集期間を2か月間とするなど、応募しやすい環境の整備に努めたところであるが、結果的にどの施設も前回と同じく1者のみの応募となったことから、適正な価格を積算するなど、引き続き新規参入がしやすい環境の整備を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億1,900万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は493億2,000万円余となります。

次に、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

このことについて委員より、「川などの渡り鳥が休む水辺が近くにあると発生しやすいのか」との質疑があり、当局より、「本県を含めた全国での発生状況を見ても、農場の周辺の渡り鳥が飛来するようなため池や河川などの水辺の近くで多く発生していることから、関連性が高いと考えている。そのため、近くにため池があるなどリスクが高い農場については、通常の全戸巡回に加えて、10月以降に改めて立入りをを行うなど、指導を強化している」との答弁があ

りました。

これに対して委員より、「渡り鳥が水辺に集まらないような対策はできないのか」との質疑があり、当局より、「以前、ため池の水を抜くことにより、渡り鳥が近づかないよう管理者への協力依頼を行ったことがあるが、結果的に効果的な対策とはならなかった。また、渡り鳥は直接鶏舎の中に入らないので、媒介するものがあると考えているため、引き続き農場への指導を行うなど、防疫体制の強化をしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県は全国有数の養鶏王国であり、鳥インフルエンザの発生は、畜産業のみならず、県内経済への影響も非常に大きいことから、原因をしっかりと究明するとともに、関係機関ともより一層連携を強化しながら、防疫をさらに徹底していただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第6号については賛成多数によ

り、その他の議案については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億1,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,136億5,600万円余となります。

このうち、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業についてであります。

この事業は、建造から15年が経過し、経年劣化が進んでいる現船に代わり、新しい実習船を債務負担行為により令和4年度までに建造するものであります。

このことについて委員より、「県民の財産として、実習船を有効活用すべきと考えるが、実習等に使用する期間以外の実習船の活用について、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「小中学生の体験乗船など、これまでの利活用は継続しながら、実習船の機能を使った災害時における水や電気の供給といった、新たな利活用を計画してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、新しい実習船について、実習の効果を高めると同時に、十分な利活用が図られるよう要望します。

次に、宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」についてであります。

この懇話会における、新しい時代に向けた本県教育の方向性や、これからの高等学校教育の在り方に関する協議結果について報告がありました。

このうち、県立高等学校の適正規模の考え方

について、複数の委員より、「これまでは、高等学校の適正規模は4学級から8学級であるとの見解であったが、この懇話会の「最終まとめ」を踏まえて、県教育委員会としてはどのように考えているのか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「高等学校の適正規模を下回るという理由だけで統廃合を進めるということではなく、今後、様々な意見を踏まえて検討し、県教育委員会としての考え方を最終案という形で取りまとめてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高等学校の配置については、慎重な議論を要する案件であると考えることから、今後の協議結果について、適宜報告していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

**○来住一人議員〔登壇〕**（拍手）おはようございます。日本共産党を代表いたしまして、議案第5号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

条例の改正の目的は、平成18年度より森林環境税として、県民税均等割の超過課税の実施の適用期間が令和2年度分となっているものを、令和7年度まで5年間延長しようとするものであります。

住民税の均等割の内容であります。私が住む都城市の均等割は5,500円であります。このうち2,000円が、この条例のいう県民税の均等割であります。この2,000円の中の1,000円がいわゆる住民税、残る1,000円の中の500円が県森林環境税、さらに残る500円が東日本復興税であります。

県森林環境税の税収であります。令和元年度のベースで、個人均等割分が2億5,700万円、法人県民税均等割が5,900万円、合わせて約3億1,600万円であります。

我が党が同意できない第一の問題点は、令和6年度より政府が、森林環境税として同額の500円を住民税の形で課税・徴収することが決定されております。税の名称も税の目的も額も徴収方法も、現在の県森林環境税と同一のもので、この条例の改正によって、令和6年、7年は県民は二重に森林環境税を納税する結果となるものであります。

国の森林環境税の譲与は、県に1億1,600万円、市町村に4億6,100万円、合わせて5億7,700万円あります。県独自の森林環境税と国からの譲与の用途についてはすみ分けをされると言われておりますが、そのような理由をもって、税の二重取りを合理化することはできるも

のではないと思います。県条例はきっぱり廃止することを要求するものです。政府は法人についての森林環境税は課税しないのでありますから、延長するなら法人に係る部分だけにすべきであると思います。

森林環境を守り振興することを決して軽視するものではありません。必要な事業に必要な財源を措置することは当然であり、森林環境の保全等の事業と森林環境税の二重の課税は、同じ次元で議論すべきものでないことは明瞭であります。

もう一つの問題点であります。これは条例改正の反対の理由に直結するものではありませんけど、本来、税というのは、納税者である県民が、税の目的を理解し、自覚して納入し、国政や地方行政に参加する重要な形態であろうと思います。しかし、県民税の均等割の中に含まれるこうした目的税がどれほど自覚されているのか、調査したことはありませんけど、一考する必要があると思います。県森林環境税が創設されたのは、今から14年前のことです。都城市の納税通知書には市民税均等割の内訳が示されておりますけど、大変小さな文字でほとんど読まれないのではないかと思います。

こうした問題点を含んでおり、同意できないものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

**○丸山裕次郎議長** 次に、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員〔登壇〕**（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表いたしまして、請願についての討論を行います。

委員長報告では継続審査となっております。請願第2号「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願」が

不採択に、第3号「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願は、引き続き継続審査とされました。

また、新規請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」が継続審査とされましたが、今議会での採択を求めるものではありません。

いずれの請願も、このコロナ禍の下で厳しい状況にさらされている学生や労働者、密な状況の中での授業を余儀なくされている子供たちを守る立場での請願です。

学生に関しては、宮崎はもとより全国で、生活や学業に困難を抱える大学生を応援しようと、地域の方々も加わって、学生応援緊急食料支援プロジェクトなどが取組み、広がりを見せています。

各会場では、学生が次々と訪れ、お米や野菜、果物、カップ麺などの食料品、洗剤やトイレットペーパーなどの日用品を持ち帰っています。来場した学生たちからは、「実習時間が減った。就職活動も不安だ」「オンライン授業ばかりで理解が追いつかない」「バイト先が潰れ仕事がなくなった」「実家にも帰れない」「親の収入が減り、仕送りを頼めない」「父親が人員整理で会社を辞めてから仕送りがなくなり、1日の食費を500円に抑えている」「もう一度給付金を支給してほしい」などなど、学生の厳しい生活実態が語られています。

国会では、政府の「学生支援給付金」の再加配分の表明もありましたが、この制度の申請基準を緩和して、もっと多くの学生を対象にすることが求められているように、まさに学生支援の抜本的な拡充の必要性が迫られています。

本請願は、「日本の未来を担う学生たちに、勉学を諦めさせることのないように、政治の役割が求められている」として、「国が支援を強めることは、将来への不安を抱える学生に対し、学び続けることを励ますメッセージになる」と、県議会へ意見書提出を求めたものです。不採択にするなどは、学生の置かれた現状に背を向けるものではないでしょうか。

労働者についても、10月の完全失業率は3.1%と悪化し、新型コロナウイルス感染拡大による経済低迷が続く中、失業者の増加が止まらない状況にあります。

県内でも今後の解雇予想が危惧されています。こうした状況の中で、とりわけ非正規の青年労働者などが、「今後も働き続けられるのか」という不安にさらされています。コロナの感染拡大が止まらない現在、さらなる解雇や雇い止めにつながりかねず、雇用調整助成金など現制度の拡充や雇用を支える新たな制度の創設など、労働者に対する支援の抜本的拡充は必至となっています。

また、新規請願の「少人数学級を求める請願」については、何より子供たちの学ぶ権利を保障するための環境整備において、特別支援学級なども含め、学級編制基準を縮小し、現在30人学級の1・2年生を除き、まず、全ての学年で一斉に35人学級にすることを、その実現根拠も示して求めています。

さらに、国に対して、コロナ禍の下で安全・安心な教育環境を整えるためには、学校再開後に行われた分散登校で示された20人学級を、国の制度として計画的に学級編制基準を縮小していくこと、それに伴う教員の増員は国庫負担で対応することなどの意見書提出を求めています。

文科省が来年度予算の概算要求に少人数学級の検討を盛り込みました。義務教育標準法を改正して正規の制度化を目指す方向です。全国で取り組まれている少人数学級の実現を求める運動が、地方議会の意見書採択にもつながり、政府を動かしています。鹿児島県議会も全会一致での採択を行っています。また、我が党の国会質問にも、萩生田文科大臣は、「皆さんと協力しながら頑張りたい。不退転の決意で取り組む」と答弁されるなど、少人数学級実現の方向性が見え始めています。

教育長にも直接文科省に要望に出向いていただいておりますが、コロナ禍の今だからこそ、より少人数学級の必要性和学びの環境を整えることの重要性を併せ、将来を担う子供たちに、少人数学級で安全・安心、豊かな学びの保障を実現するために県議会も尽力することが求められていると思います。

県議会として、請願で届いた学生や青年労働者の実情、子供たちの置かれている現状をしっかりと受け止めること、請願者の思い、県民の思いを受け止めることは、県議会の責務です。請願者の意思を尊重し、各請願の採択を切に求めて討論といたします。以上です。(拍手)

[降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第5号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号から第4号まで及び第6号から第29号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第4号まで及び第6号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第2号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第4号及び第5号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第4号及び第5号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

令和2年12月9日

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。  
よって、両請願は委員長の報告のとおり採択と  
することに決定いたしました。

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿  
提出者 議会運営委員長 山下 博三  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します。

記

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

議員発議案第1号

小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書

議員発議案第2号

日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書

議員発議案第3号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで  
追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○丸山裕次郎議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

黒木正一氏、有村文雄氏、茂雄二氏、町元真也氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

日高勝弘氏、大久保貴司氏、小川真弓氏、亀田博昭氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

---

### ◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと20日余りを残すのみとなりました。本年は、新型コロナウイルス感染拡大により、国内外で様々な影響が生じた1年でありました。

来る年がよい年となりますよう祈念いたしますとともに、執行部及び議員各位におかれましては、これからも一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられることを心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和2年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時53分閉会

